

平成30年度「東京都環境影響評価審議会」第6回総会 議事録

■日時 平成30年10月5日（金）午後4時00分～午後4時14分

■場所 都庁第二本庁舎31階 特別会議室21

■出席委員

柳会長、町田第一部会長、平手第二部会長、池本委員、奥委員、小堀委員、齋藤委員、坂本委員、佐々木委員、谷川委員、堤委員、寺島委員、平林委員、藤倉委員、宮越委員、義江委員

■議事内容

1 答申

東京都環境影響評価制度の見直しについて
⇒ 答申文を、全会一致で知事へ答申。

平成30年度「東京都環境影響評価審議会」第6回総会
速 記 録

平成30年10月5日（金）

都庁第二本庁舎 31階 特別会議室 21

(午後 4 時 00 分開会)

○森本アセスメント担当課長 定刻になりましたので始めさせていただきます。

本日は、お忙しい中、そして雨でお足元の悪い中、御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

事務局から御報告申し上げます。

現在、委員 21 名のうち 15 名の御出席をいただいております、定足数を満たしてございます。

本日は、初めに、昨年 12 月 21 日に諮問をさせていただきました環境影響評価制度の見直しについての答申案を、特別部会の部会長である柳会長に御報告いただくことになってございます。後ほど、本日出席の和賀井環境局長に答申をお渡しいただく予定でございますので、よろしくお願いいたします。

それでは、平成 30 年度第 6 回総会の開催をお願いいたします。

本日は傍聴の申し出がございましたので、よろしくお願いいたします。

○柳審議会会長 はい、分かりました。

それでは、会議に入ります前に、本日は傍聴を希望する方がいますので、東京都環境影響評価審議会の運営に関する要綱第 6 条第 3 項の規定により、会場の都合から、傍聴人の数を 30 名程度といたします。

それでは、傍聴人を入場させてください。

(傍聴人入場)

○柳審議会会長 傍聴の方は、傍聴希望案件が終了次第、退室されて結構です。

それでは、ただいまから平成 30 年度東京都環境影響評価審議会第 6 回総会を開催いたします。

それでは、会議次第に従いまして議事を進めさせていただきます。

初めに、答申、東京都環境影響評価制度の見直しについてでございます。

東京都環境影響評価制度の見直しにつきましては、昨年 12 月 21 日に環境影響評価審議会に諮問され、環境影響評価制度検討特別部会で検討するよう付議しておりました。

去る 6 月 26 日には、それまでの審議の内容をまとめた中間のまとめを都に報告し、その後、都民意見を募集いたしました。それらの意見を参考にしながら、特別部会において更なる審議を進めてまいりました。

ここからは、特別部会長という立場でこの部会の報告をさせていただきたいと思っております。

都民意見の募集では、法人から4団体15件、個人からは1名5件の御意見をいただきました。御意見の概要や答申案本文への反映については、後ほど事務局から説明がありますが、答申案をまとめるに当たり、中間のまとめからの大きな変更点はございませんでした。

特別部会での審議を踏まえて変更した点としては、答申の最後の項目でございますが、「更なる制度改善に向けて」と題し、今後も本格的な検討を進めていく必要がある事項として、3つの論点について新たに書き加えております。具体的には後ほど事務局から説明がございます。

簡単ではございますが、前回の総会以降の経緯は以上のとおりです。

それでは、詳細について事務局から説明をお願いいたします。

○松岡アセスメント条例担当課長　それでは、答申案の御説明の前に都民意見の概要を御説明いたしますので、資料1をご覧ください。

全体で5通、延べ20件の意見がございました。その内訳は、施設更新時の手続の明確化に関するものが10件、事業内容等変更時の手続要件の明確化に関するものが6件、環境影響評価図書の公表方法の見直しに関するものが1件、その他が3件でございます。資料1の別紙に御意見とそれに対する審議会の考え方の詳細をまとめてございます。

全体を総括いたしますと、施設更新時等の手続の明確化や事業内容等変更時の手続要件の明確化について、内容の確認や、あるいは今後の運用についての御意見が多数寄せられました。

特に、アセスメントの手続が必要となるかという判断に関しまして、事業者が参考にし得る情報を分かりやすく示してほしいという趣旨での御意見がいくつもありましたので、これに対しましては、例えば質疑応答集などで代表的な事例を具体的に示す必要があるという考え方を右側の審議会の考え方の欄に示してございます。

都としては、このような御意見を踏まえまして、事業者への分かりやすい情報提供に努めてまいりたいと考えてございます。

続きまして、資料2の答申案につきまして、中間のまとめからの変更点を御説明いたします。

3ページをご覧ください。

初めの段落に、道路の改築や鉄道等の改良に相当する更新についての記述がございます。

答申案3ページの上から4行目の部分でございますが、中間のまとめでは、「高架、橋梁等の道路又は鉄道等について、橋脚、桁等の除却を伴う更新をする場合、対象事業とすること

が適当である」としていた記述につきまして、道路構造物の安全や施設の保全のために行う防護柵、遮音壁、床版等の取替えは、橋脚、桁等に含まれないことを明確にしてほしいというパブリックコメントに対する御意見がございました。

これに対しまして、更新の要件は新設等と同じ形態の行為であるという考え方を採用し検討してきたことを踏まえて、「橋脚、桁等」と記載していたところを、「橋脚、橋台又は桁」の除却がある場合に対象になると修正し、更新の範囲をより明確にしているものでございます。

また、答申案の4ページから5ページでございますけれども、事業内容等変更時の手続きに関して、変更届が不要となる要件に、基本的な諸元が減少する場合も追加すべきという御意見がございまして、具体的に見ていただきますと、5ページの大きな四角囲みの中の①から④まで、変更届が不要となる場合の要件が定めてございますが、この①の部分に、3行目でございますが、「基本的な諸元の増加が10%未満である変更」、その後に「若しくは減少がある変更」ということを追加しているところでございます。

それから、最後に7ページをご覧ください。7ページの後半の部分に「3更なる制度改善に向けて」と題しているものでございますが、これまでの審議内容を踏まえまして、今後の検討課題として「計画段階環境影響評価制度の見直し」、それから「自主的な環境影響評価制度の導入」、それから「対象事業の種類や要件の見直し」、この3つの事項を挙げまして、今後本格的な検討を進めていく必要があるとして、中間のまとめでは「その他」としていた最後の事項を全体的に書き替えて、今後に向けた御提言をまとめた内容になってございます。

中間のまとめからの変更点についての説明は以上でございます。

○柳審議会会長 ありがとうございます。

以上、昨年12月の諮問以来、計7回、特別部会で審議を重ねてまいりました結論として答申案を報告させていただきました。

それでは、ここから会長の立場で進行に当たらせていただきますが、ただいまの特別部会の報告内容につきまして、御質問等がございましたらお願いしたいと思います。

いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、特別部会の報告につきまして、本審議会としてこれを承認したいと存じますが、いかがでございましょうか。

よろしいでしょうか。

(異議なし)

○柳審議会会長 ありがとうございます。

それでは、御承認いただいたものとさせていただきます。部会の皆様、これまで誠にありがとうございました。

では、御承認いただいた内容の東京都環境影響評価制度の見直しの答申を都知事に報告させていただきたいと思えます。

事務局で答申書のかがみを配付してください。

(谷川委員着席)

(かがみ配付)

○柳審議会会長 それでは、答申書を読み上げてください。

○松岡アセスメント条例担当課長 はい。

30 東環審第 23 号

平成 30 年 10 月 5 日

東京都知事

小池 百合子 様

東京都環境影響評価審議会

会長 柳 憲一郎

東京都環境影響評価制度の見直しについて (答申)

平成 29 年 12 月 21 日付 29 環総政第 703 号 (諮問第 480 号) で諮問があったこのことについて、別添「東京都環境影響評価制度の見直しについて」のとおり答申します。

○柳審議会会長 それでは、ただいまから和賀井環境局長に答申書をお渡ししたいと存じま
す。

(答申書手交)

○柳審議会会長 それでは、ここで和賀井局長から御挨拶がございます。

○和賀井環境局長 ただいま東京都環境影響評価制度の見直しについて柳会長から答申を頂戴いたしました。

昨年 12 月に諮問させていただいてから約 10 か月間、とりわけ特別部会の委員の皆様には日頃の環境影響評価図書の審議に加えて精力的に御審議をいただき、この間の御尽力に心より感謝を申し上げます。

現在、都は、持続可能な環境先進都市の実現を目指して様々な取組を進めておりますが、

今後の様々な施設の更新が控える中、今回御審議いただきました大規模な更新等の事業に伴う環境影響を未然に防ぐ環境アセスメント制度の仕組みは、ますます重要になってくると考えております。

本日いただきました答申を踏まえまして、都としては、東京都環境影響評価条例の改正を初め、関係規定の整備、都民への適切な情報提供などに鋭意取り組んでまいります。

そして、更なる制度改善に向けた取組につきましても、今後とも着実に推進してまいりたいと考えております。

委員の皆様方におかれましては、引き続き御協力を賜りますようお願い申し上げまして、私からの御挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

○柳審議会会長 和賀井局長、ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして本日の審議は全て終了となります。ありがとうございました。

それでは、傍聴人の方は退場してください。

(傍聴人退場)

(午後 4 時 14 分閉会)